

委員会提出第1号議案

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月26日提出

豊岡市議會議長 関 貫 久仁郎 様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 椿野仁司

(理由)

文教民生委員会の所管事項のうち地域コミュニティ振興部の地域コミュニティ施策に関する事項を、総務委員会の所管に変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊岡市議会委員会条例（平成17年豊岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中ケをコとし、ウからクまでを工からケまでとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 地域コミュニティ振興部の所管に関する事項（地域コミュニティ施策に関する事項に限る。）

第2条第1項第2号工を次のように改める。

エ 地域コミュニティ振興部の所管に関する事項（総務委員会の所管に属する事項を除く。）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

文教民生委員会の所管事項のうち、地域コミュニティ振興部の所管に関する事項（地域コミュニティ施策に関する事項に限る。）を総務委員会の所管に変更すること。（第2条関係）

2 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

豊岡市議会委員会条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
(常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属)		(常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、予算決算委員会の所管に係るものを除く。		第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、予算決算委員会の所管に係るものを除く。
(1) 総務委員会 8人 アイ　略	立　　略 工　　略 才　　略 力　　略 キ　　略 ク　　略 エ　　略	(1) 総務委員会 8人 アイ　略 ウ　　地域コミュニティ振興部の所管に関する事項（地域コミュニティ施策に関する事項に限る。）
(2) 文教民生委員会 8人 ア～ウ 略	工　　略 才　　略 力　　略 キ　　略 ク　　略 エ　　略	(2) 文教民生委員会 8人 ア～ウ 略 工　　地域コミュニティ振興部の所管に関する事項（総務委員会の所管に属する事項を除く。）
(3)～(4) 略 2～4 略		(3)～(4) 略 2～4 略